

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-207807
(P2008-207807A)

(43) 公開日 平成20年9月11日(2008.9.11)

(51) Int.Cl.

B60N 2/48 (2006.01)

F 1

B 6 0 N 2/48

テーマコード(参考)

3 B 0 8 7

審査請求 有 請求項の数 4 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2008-109241 (P2008-109241)	(71) 出願人	000003207 トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
(22) 出願日	平成20年4月18日 (2008.4.18)	(74) 代理人	100088155 弁理士 長谷川 芳樹
(62) 分割の表示	特願2003-392681 (P2003-392681) の分割	(74) 代理人	100113435 弁理士 黒木 義樹
原出願日	平成15年11月21日 (2003.11.21)	(74) 代理人	100116920 弁理士 鈴木 光
		(72) 発明者	相知 正人 愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動車株式会社内
		(72) 発明者	竹中 研一 愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動車株式会社内
			F ターム(参考) 3B087 DC06

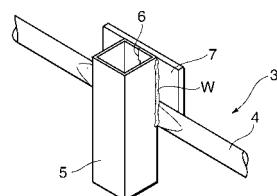
(54) 【発明の名称】ヘッドレストの支持構造

(57) 【要約】

【課題】 ヘッドレストを支持するプラケットの接合部の開口による変形を防止して、強度を向上させたヘッドレストの支持構造を提供する。

【解決手段】 ヘッドレストの支持構造1は、板材を取り回して形成されたヘッドレストプラケット5を備えている。ヘッドレストプラケット5は、接合部6側の面がシートバックフレーム3のアッパパイプ4に溶接されている。ヘッドレストプラケット5におけるシートバックフレーム3を挟んだ反対側には、補強板7が設けられている。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

シートバックにおけるシートバックフレームに固定され、ヘッドレストに形成されたステーが挿入されることにより、前記ヘッドレストを支持するヘッドレストブラケットを備えるヘッドレストの支持構造において、

前記ヘッドレストブラケットは、板材を取り回して、前記板材の両端部を接合して筒状に形成されており、

前記ヘッドレストブラケットにおける接合部を後方側に配置するとともに、前記接合部を補強する補強構造が形成されていることを特徴とするヘッドレストの支持構造。

【請求項 2】

前記補強構造が、前記ヘッドレストブラケットの後方に設けられた補強部材によって形成されている請求項 1 に記載のヘッドレストの支持構造。

【請求項 3】

前記補強構造が、前記ヘッドレストブラケットを取り回して形成する際に、その両端部を重ね合わせて形成されている請求項 1 に記載のヘッドレストの支持構造。

【請求項 4】

前記補強構造が、前記シートバックフレームを前記ヘッドレストブラケットの上端部に合わせて位置されることによって形成されている請求項 1 に記載のヘッドレストの支持構造。

【請求項 5】

シートバックにおけるシートバックフレームに固定され、ヘッドレストに形成されたステーが挿入されることにより、前記ヘッドレストを支持するヘッドレストブラケットを備えるヘッドレストの支持構造において、

前記ヘッドレストブラケットは、板材を取り回して、前記板材の両端部を接合して筒状に形成されており、

前記ヘッドレストブラケットにおける接合部を、前記ヘッドレストブラケットの側方または前方に配置したことを特徴とするヘッドレストの支持構造。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、ヘッドレストの支持構造に係り、特に、車両に設けられるシート部材に設けられ、衝突時における損傷が防止されたヘッドレストの支持構造に関する。

【背景技術】**【0002】**

車両、たとえば自動車のシートバックには、乗員の頭部を保護する目的などのためのヘッドレストが設けられている。このようなヘッドレストの支持構造として、従来、特開 2000-102444 号公報に開示されたものがある。図 6 に示すように、このヘッドレストの支持構造 30 は、シートバック 31 内のフレーム 32 に固定されたブラケット 33 を有しており、このブラケット 33 にヘッドレスト 34 のステー 35 を嵌挿することによって、シートバック 31 でヘッドレスト 34 を支持する構造となっている。また、このようなブラケットは、一般的に板材を取り回し、その端部を溶接などによって接合されて形成されており、この接合部（継ぎ目）が形成された面がシートバックのフレームにさらに溶接などによって接合されている。

【特許文献 1】特開 2000-102444 号公報**【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

ところで、車両が衝突などして、ヘッドレストに大きな負荷が加わると、ヘッドレストのステーなどを介してブラケットに大きな荷重が加わることがある。このとき、上記特許文献 1 に開示されたヘッドレストの支持構造では、接合部がフレームに接合されている。

10

20

30

40

50

このため、接合部がフレームに押し付けられると、接合部が開口してしまい、プラケットで荷重を受け止めることができる荷重が小さくなってしまうという問題があった。

【0004】

また、ヘッドレストプラケットをフレームに溶接して接合しようとする際、プラケットの接合部をフレームに溶接することから、この接合部で溶接を行おうとすると、スパッタがプラケット内に入ってしまう。このように、スパッタがプラケット内に入るのを防ぐためには、プラケットの後方でのフレームと溶接を行うことなく、プラケットの接合部を避けた側方のみしか溶接することができないため、十分な溶接強度を得ることができないという問題もあった。

【0005】

そこで、本発明の課題は、ヘッドレストを支持するプラケットの接合部の開口による変形を防止して、強度を向上させるとともに、さらに、高い強度でプラケットとフレームとを溶接することができるヘッドレストの支持構造を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記課題を解決した本発明は、シートバックにおけるシートバックフレームに固定され、ヘッドレストに形成されたステーが挿入されることにより、ヘッドレストを支持するヘッドレストプラケットを備えるヘッドレストの支持構造において、ヘッドレストプラケットは、板材を取り回して、板材の両端部を接合して筒状に形成されており、ヘッドレストプラケットにおける接合部を後方側に配置するとともに、接合部を補強する補強構造が形成されているものである。

【0007】

本発明に係るヘッドレストの支持構造においては、ヘッドレストプラケットにおける接合部を後方側に配置するとともに、ヘッドレストプラケットにおける接合部を補強する補強構造が形成されている。このため、車両の衝突によって前方から荷重を受けた場合でも、補強構造が形成されていることから、ヘッドレストを支持するプラケットの変形、すなわち接合部の開口を防止することにより、強度を向上させることができる。

【0008】

ここで、補強構造が、ヘッドレストプラケットの後方に設けられた補強部材によって形成されている態様とすることができる。

【0009】

このように、ヘッドレストプラケットの後方に設けられた補強部材、たとえばヘッドレストプラケットとは別途設けられた板材をヘッドレストプラケットの後方に設けることにより、補強構造を形成することができる。

【0010】

また、補強構造が、ヘッドレストプラケットを取り回して形成する際に、その両端部を重ね合わせて形成されている態様とすることもできる。

【0011】

このように、ヘッドレストプラケットの両端部を重ね合わせることによって、補強構造を形成することもできる。

【0012】

さらに、補強構造が、シートバックフレームをヘッドレストプラケットの上端部に合わせて位置されることによって形成されている。

【0013】

接合部が開口する際には、その上端部分から開口する事が多くなる。したがって、シートバックフレームをヘッドレストプラケットの上端部に合わせて位置されることによって補強構造を形成することもできる。

【0014】

さらに、上記課題を解決した本発明は、シートバックにおけるシートバックフレームに固定され、ヘッドレストに形成されたステーが挿入されることにより、ヘッドレストを支

10

20

30

40

50

持するヘッドレストブラケットを備えるヘッドレストの支持構造において、ヘッドレストブラケットは、板材を取り回して、板材の両端部を接合して筒状に形成されており、ヘッドレストブラケットにおける接合部を、ヘッドレストブラケットの側方または前方に配置したものである。

【0015】

本発明に係るヘッドレストの支持構造では、ヘッドレストブラケットにおける接合部がヘッドレストブラケットの側方または前方に配置されている。このため、ヘッドレストブラケットの後方には接合部がないので、ヘッドレストブラケットの後方を溶接したとしても、ヘッドレストブラケット内にスパッタが入らないようにすることができる。

【0016】

また、本発明にかかるヘッドレスト支持構造では、ヘッドレストブラケットにおける接合部を、ヘッドレストブラケットの側方または前方に配置している。ヘッドレストに係る荷重は、乗員の頭部から受けるものであり、その方向はヘッドレストの後方に向くものである。このため、ヘッドレストブラケットにおける接合部をヘッドレストブラケットの側方または前方に配置することにより、強度として劣る接合部を、もっとも荷重がかかる位置から外すことができる。したがって、その分ヘッドレストブラケットの変形を防止し、強度を向上させることができる。

【発明の効果】

【0017】

本発明に係るヘッドレストの支持構造によれば、ヘッドレストを支持するブラケットの接合部の開口による変形を防止して、強度を向上させるとともに、高い強度でブラケットとフレームとを溶接することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0018】

以下、図面を参照して、本発明の好適な実施形態について説明する。なお、各実施形態において、同一の機能を有する部分については同一の符号を付し、重複する説明は省略する。

【0019】

図1は本発明の第一の実施形態に係るヘッドレストの支持構造の斜視図である。

【0020】

図1に示すように、本実施形態に係るヘッドレストの支持構造1は、たとえば自動車などの車両に設けられるものであり、図示しないシートクッションおよびシートバック2を備えるシート部材に取り付けられている。このうちのシートクッションには、シートクッションフレームが設けられており、シートバック2にはシートバックフレーム3が設けられている。

【0021】

シートバックフレーム3は、門型をなしており、その上端片として配設されたアップパイプ4には、ヘッドレストブラケット5が取り付けられている。ヘッドレストブラケット5は、図2に示すように、板材を取り回して形成されており、その両端部を溶接によって接合された断面角型の筒状をなしている。ヘッドレストブラケット5は、接合部6が後方を向いて配置されており、その接合部6がそれぞれシートバックフレーム3に溶接Wされて接合されている。

【0022】

さらに、ヘッドレストブラケット5におけるシートバックフレーム3を挟んだ反対側(後方位置)には、それぞれ本発明の補強部材である補強板7が設けられている。補強板7は、ヘッドレストブラケット5の上端部にまで延在して配設されており、補強板7の幅はヘッドレストブラケット5の幅よりも幅広に設定されている。また、補強板7は、アーク溶接によって、シートバックフレーム3の裏面側およびヘッドレストブラケット5の高さ方向中央位置から上端部に渡って接合されている。

【0023】

10

20

30

40

50

ヘッドレストプラケット5の内部には、サポートプラケット9が挿入され嵌め込まれている。サポートプラケット9の中央部には、それぞれ嵌合孔が形成されており、この嵌合孔にヘッドレスト9におけるステー9Aが挿入される。このように、ヘッドレスト9におけるステー9Aがサポートプラケット9を介してヘッドレストプラケット5に挿入されることにより、ヘッドレスト9がシートバックフレーム3に支持されている。

【0024】

以上の構成を有する本実施形態に係るヘッドレストの支持構造の作用について説明する。

【0025】

本実施形態に係るヘッドレストの支持構造においては、ヘッドレストプラケット5の後方にそれぞれ補強板7が設けられている。この補強板7が設けられることにより、負荷分布が広がるので、その分ヘッドレストプラケット5における接合部6の開口による損傷を防止することができる。

【0026】

また、補強板7は、ヘッドレストプラケット5より幅広に設定されている。このため、ヘッドレストプラケット5の後部の側方において、ヘッドレストプラケット5と補強板7とを溶接Wすることができ、接合部6からのスパッタが入ることなくヘッドレストプラケット5とシートバックフレーム3とを補強板7を介して接合することができる。

【0027】

しかも、補強板7は、ヘッドレストプラケット5の上端部にまで延在し、上端部まで溶接Wされて接合されている。ヘッドレストプラケット5の接合部6が開口する際には、その上端部から

開口が始まることが多いが、本実施形態では、接合部6の上端部まで溶接Wがなされている。このため、ヘッドレストプラケット5の上端部まで強度の向上が図ることができ、ヘッドレストプラケット5における接合部6が開口することによる損傷をさらに好適に防止することができる。

【0028】

次に、本発明の第二の実施形態について説明する。

【0029】

図3は、本発明の第二の実施形態に係るヘッドレストの支持構造におけるヘッドレストプラケットとシートバックフレームとの接合部を示す斜視図である。本実施形態に係るヘッドレストの支持構造は、従来のヘッドレストの支持構造と比較して、ヘッドレストプラケットの構造が主に異なっている。

【0030】

本実施形態に係るヘッドレストの支持構造10におけるヘッドレストプラケット11は、図3に示すように、板材を取り回して形成された筒状をなしている。ヘッドレストプラケット11では、板材を取り回す際にその両端部が重ね合わされており、この重ね合わされた部分が接合されて接合部12とされている。ヘッドレストプラケット11は、この接合部12がシートバックフレームのアップパイプ4に溶接Wされて接合されている。その他の点については、上記従来のヘッドレストの支持構造と同様の構成を有している。

【0031】

かかる構成を有する本実施形態に係るヘッドレストの支持構造の作用について説明する。

【0032】

本実施形態に係るヘッドレストの支持構造10においては、ヘッドレストプラケット11の接合部12が、二重に重ね合わされた構造をなしており、この接合部12がシートバックフレームのアップパイプ4に溶接Wされて接合されている。このように、接合部12が二重になっていることから、ヘッドレスト9が荷重を受けたとしても開口する危険性が低くなり、強度向上に寄与することができる。また、接合部12が二重になっているので、この接合部12の裏側から溶接した場合でもヘッドレストプラケット11内にスパッタ

10

20

30

40

50

が入らないようにすることができる。したがって、ヘッドレストプラケット11の裏面側でシートバックフレーム3のアップパイプ4と溶接するによってヘッドレストプラケット11をシートバックフレーム3に確実に接合することができ、その分強度向上に寄与することができる。

【0033】

次に、本発明の第三の実施形態について説明する。

【0034】

図4は、本発明の第三の実施形態に係るヘッドレストの支持構造におけるヘッドレストプラケットとシートバックフレームとの接合部を示す斜視図である。本実施形態に係るヘッドレストの支持構造は従来のヘッドレストの支持構造と比較して、シートバックフレームの構造が主に異なっている。

10

【0035】

図4に示すように、本実施形態に係るヘッドレストの支持構造20は、ヘッドレストプラケット5が溶接によって接合されるシートバックフレーム21を備えている。シートバックフレーム21のアップパイプ22は、中央部が上方に盛り上がった屈曲部22Aを備えている。屈曲部22Aは、アップパイプ22の側方よりも高い位置に配置されており、屈曲部22Aの上端部にヘッドレストプラケット5の上端部が溶接によって接合されている。

【0036】

かかる構成を有する本実施形態に係るヘッドレストの支持構造の作用について説明する。

20

【0037】

本実施形態に係るヘッドレストの支持構造20においては、シートバックフレーム21のアップパイプ22の中央に位置する屈曲部22A部が側方よりも高い位置に配置されており、その屈曲部22Aにヘッドレストプラケット5の上端部が接合されている。こうして、接合部6の上端を補強することにより、接合部6の上端部から始まる接合部6の開口を好適に防止することができる。

【0038】

シートバックフレームのアップパイプを単に上方に移動させることで、ヘッドレストプラケット5の上端部をアップパイプに接合する様式とすることも考えられる。これに対して、本実施形態に係るヘッドレストの支持構造20では、アップパイプ22の中央部を屈曲させて上方に位置させているので、シートバックの肩部の高さを上げず、シートの高さを変えないようしながら、ヘッドレストプラケット5の上端部をシートバックフレーム21のアップパイプ22に接合することができる。

30

【0039】

続いて、本発明の第四の実施形態について説明する。

【0040】

図5は、本発明の第四の実施形態に係るヘッドレストの支持構造におけるヘッドレストプラケットとシートバックフレームとの接合部を示す斜視図である。本実施形態に係るヘッドレストの支持構造は、上記第一の実施形態と比較して、ヘッドレストプラケットの取付構造が主に異なっている。

40

【0041】

図5に示すように、本実施形態に係るヘッドレストの支持構造30では、シートバックフレーム3のアップパイプ4にヘッドレストプラケット5の後部が溶接Wされて接合されている。ここで、ヘッドレストプラケット5は、接合部6を備えており、接合部6は、ヘッドレストプラケット5の側方を向いて配置されておりシートバックフレーム3のアップパイプ4と接合された面の隣に配置されている。その他の点については、上記従来のヘッドレストの支持構造と同様の構成を有している。

【0042】

かかる構成を有する本実施形態に係るヘッドレストの支持構造の作用について説明する

50

。

【0043】

本実施形態に係るヘッドレストの支持構造30においては、ヘッドレストブラケット5における接合部6が側方を向いて配置されており、ヘッドレストブラケット5は、接合部6のない位置でシートバックフレーム3と接合されている。このため、乗員の頭部からヘッドレストに荷重がかかった場合に、ヘッドレストブラケット5における接合部6は、シートバックフレーム3とは接合されていないので、接合部6にかかる荷重が大きくなりすぎないようになる。したがって、接合部6から始まる開口によるヘッドレストブラケット5の損傷を防止することができる。

【0044】

また、本実施形態に係るヘッドレストの支持構造30では、ヘッドレストブラケット5のうちの接合部6が形成されていない面において、シートバックフレーム3と接合されている。このため、接合部6からのスパッタが入ることなくヘッドレストブラケット5とシートバックフレーム3とを補強板7を介して溶接Wによって接合することができる。

【0045】

なお、本実施形態では、ヘッドレストブラケット5の接合部6を側方に配置しているが、前方に配置しても同様の効果を得ることができる。

【0046】

以上、本発明の好適な実施形態について説明したが、本発明は上記実施形態に限定されるものではない。たとえば、上記各実施形態では、ヘッドレストブラケットを断面角型としているが、断面円形や楕円形のものとすることもできる。また、上記各実施形態を適宜組み合わせた態様とすることもできる。

【図面の簡単な説明】

【0047】

【図1】第一の実施形態に係るヘッドレストの支持構造の斜視図である

【図2】第一の実施形態に係るヘッドレストの支持構造におけるヘッドレストブラケットとシートバックフレームとの接合部を示す斜視図である。

【図3】本発明の第二の実施形態に係るヘッドレストの支持構造におけるヘッドレストブラケットとシートバックフレームとの接合部を示す斜視図である。

【図4】本発明の第三の実施形態に係るヘッドレストの支持構造におけるヘッドレストブラケットとシートバックフレームとの接合部を示す斜視図である。

【図5】本発明の第四の実施形態に係るヘッドレストの支持構造におけるヘッドレストブラケットとシートバックフレームとの接合部を示す斜視図である。

【図6】従来のヘッドレストの支持構造の斜視図である。

【符号の説明】

【0048】

1, 10, 20, 30...ヘッドレストの支持構造、2...シートバック、3, 12, 21...シート、バックフレーム、4, 22...アップパイプ、5, 11...ヘッドレストブラケット、6, 12...接合部、7...補強板、8...サポートブラケット、9...ヘッドレスト、9A...ステー、22A...屈曲部。

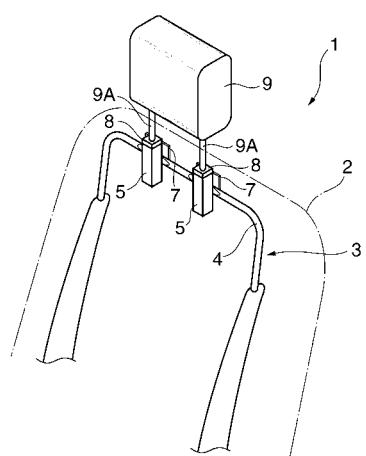
10

20

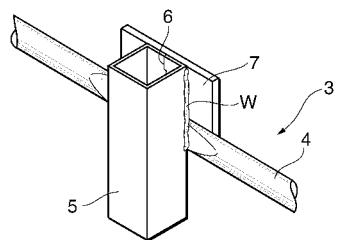
30

40

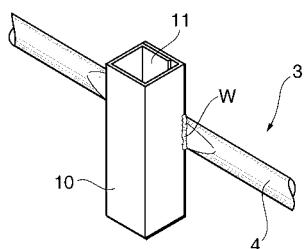
【図1】



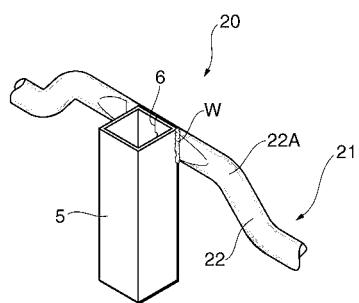
【図2】



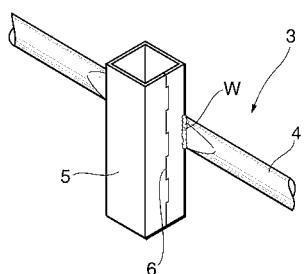
【図3】



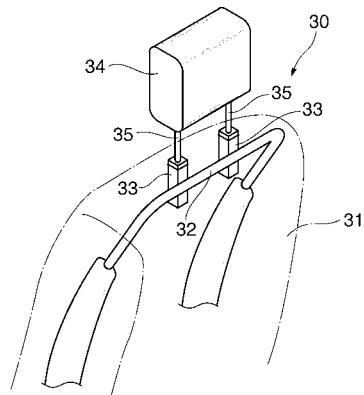
【図4】



【図5】



【図6】



【手続補正書】

【提出日】平成20年5月13日(2008.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シートバックにおけるシートバックフレームに固定され、ヘッドレストに形成されたステーが挿入されることにより、前記ヘッドレストを支持するヘッドレストブラケットを備えるヘッドレストの支持構造において、

前記ヘッドレストブラケットは、板材を取り回して、前記板材の両端部を接合して筒状に形成されており、

前記ヘッドレストブラケットにおける接合部を、前記ヘッドレストブラケットの側方または前方に配置したことを特徴とするヘッドレストの支持構造。

【請求項2】

シートバックにおけるシートバックフレームに固定され、ヘッドレストに形成されたステーが挿入されることにより、前記ヘッドレストを支持するヘッドレストブラケットを備えるヘッドレストの支持構造において、

前記ヘッドレストブラケットは、板材を取り回して、前記板材の両端部を接合して筒状に形成されており、

前記補強構造が、前記ヘッドレストブラケットを取り回して形成する際に、その両端部を重ね合わせて形成されていることを特徴とするヘッドレストの支持構造。

【請求項3】

シートバックにおけるシートバックフレームに固定され、ヘッドレストに形成されたステーが挿入されることにより、前記ヘッドレストを支持するヘッドレストプラケットを備えるヘッドレストの支持構造において、

前記ヘッドレストプラケットは、板材を取り回して、前記板材の両端部を接合して筒状に形成されており、

前記ヘッドレストプラケットにおける接合部を後方側に配置するとともに、前記シートバックフレームおよび前記ヘッドレストプラケットに渡って接合され、前記接合部を補強する補強部材が設けられていることを特徴とするヘッドレストの支持構造。

【請求項 4】

シートバックにおけるシートバックフレームに固定され、ヘッドレストに形成されたステーが挿入されることにより、前記ヘッドレストを支持するヘッドレストプラケットを備えるヘッドレストの支持構造において、

前記ヘッドレストプラケットは、板材を取り回して、前記板材の両端部を接合して筒状に形成されており、

前記ヘッドレストプラケットにおける接合部を後方側に配置するとともに、前記接合部を補強する補強部材が設けられており、

前記補強部材は前記ヘッドレストプラケットよりも幅広であることを特徴とするヘッドレストの支持構造。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 0

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明に係るヘッドレスト支持構造では、ヘッドレストプラケットにおける接合部を、ヘッドレストプラケットの側方または前方に配置している。ヘッドレストに係る荷重は、乗員の頭部から受けるものであり、その方向はヘッドレストの後方に向くものである。このため、ヘッドレストプラケットにおける接合部をヘッドレストプラケットの側方または前方に配置することにより、強度として劣る接合部を、もっとも荷重がかかる位置から外すことができる。したがって、その分ヘッドレストプラケットの変形を防止し、強度を向上させることができる。

他方、上記課題を解決した本発明は、シートバックにおけるシートバックフレームに固定され、ヘッドレストに形成されたステーが挿入されることにより、ヘッドレストを支持するヘッドレストプラケットを備えるヘッドレストの支持構造において、記ヘッドレストプラケットは、板材を取り回して、板材の両端部を接合して筒状に形成されており、補強構造が、ヘッドレストプラケットを取り回して形成する際に、その両端部を重ね合わせて形成されているものである。

また、上記課題を解決した本発明は、シートバックにおけるシートバックフレームに固定され、ヘッドレストに形成されたステーが挿入されることにより、ヘッドレストを支持するヘッドレストプラケットを備えるヘッドレストの支持構造において、ヘッドレストプラケットは、板材を取り回して、板材の両端部を接合して筒状に形成されており、ヘッドレストプラケットにおける接合部を後方側に配置するとともに、シートバックフレームおよびヘッドレストプラケットに渡って接合され、接合部を補強する補強部材が設けられているものである。

さらに、上記課題を解決した本発明は、シートバックにおけるシートバックフレームに固定され、ヘッドレストに形成されたステーが挿入されることにより、ヘッドレストを支持するヘッドレストプラケットを備えるヘッドレストの支持構造において、ヘッドレストプラケットは、板材を取り回して、板材の両端部を接合して筒状に形成されており、ヘッドレストプラケットにおける接合部を後方側に配置するとともに、接合部を補強する補強部材が設けられており、補強部材はヘッドレストプラケットよりも幅広であるものである

。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

さらに、ヘッドレストプラケット5の後方位置には、それぞれ本発明の補強部材である補強板7が設けられている。また、ヘッドレストプラケット5と補強板7とは、アップパップ4を挟んで配置されている。補強板7は、ヘッドレストプラケット5の上端部にまで

延在して配設されており、補強板7の幅はヘッドレストプラケット5の幅よりも幅広に設定されている。また、ヘッドレストプラケット5は、アーク溶接によって、その高さ方向中央位置から上端部に渡って、アップパイプ4および補強板7に接合されている。